

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 はやし設備

住所

〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40

代表者氏名

代表取締役 林 育 史

電話番号

TEL 072-961-7455

FAX番号

Fax 072-961-7456

メールアドレス

hayashi-setubi@shirt.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和7年2月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称

住 所

フリガナ
代表者 氏名

カブシキガイシャ ハヤシセツビ
株式会社 はやし設備

〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40

ダイヒョウトリシマリヤク ハヤシ ヤスチカ
代表取締役 林 育 史

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイヒョウトリシマリヤク ハヤシ ヤスチカ 代表取締役 林 育 史	
事業の範囲 管工事業	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 はやし設備
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40 電話番号 072-961-7455 FAX 番号 072-961-7456 メールアドレス hayashi-setubi@shirt.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
林 育史	56097

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

器具及び機械の調書

	名 称	種 類	能力等	台数等
1	塩ビカッター	管の切断工具	VC-20,30	6
2	セーバーソー	〃		2
3	ホルソー	〃	φ30～φ100	2
4	パイプカッター	〃	塩ビ用	4
5	パイプノコ	〃	鋼管用	4
6	ヤスリ	管の加工用		6
7	自動パイプねじ切器	〃	φ13～φ25	2
8	トーチランプ	管の接合用	ガスボンベ式	3
9	パイプレンチ	〃	φ300	5
10	ハンドツール	〃	手元用	10
11	水圧テストポンプ	水圧テスト	手動式	4
12	ディスクサンダー	破碎機	φ100	4
13	はつり機	〃		4
14	わたくし(コ)			4
15				
16				
17				
18				
19				
20				

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 はやし設備

住 所

〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40

代表者氏名

代表取締役 **林 育 史**

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府東大阪市玉串町東二丁目6番40号
株式会社はやし設備

会社法人等番号	1220-01-024547		
商号	株式会社はやし設備		
本店	大阪府東大阪市玉串町東二丁目6番40号		
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。		
会社成立の年月日	平成23年4月1日		
目的	1. 設備工事業 2. 前号に付帯関連する一切の業務		
発行可能株式総数	1000株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株		
資本金の額	金500万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	林 育 史	
	取締役	林 育 史	令和 3年 6月30日重任
			令和 5年12月28日登記
		大阪府東大阪市若江本町三丁目2番26号 代表取締役 林 育 史	
	大阪府東大阪市若江本町三丁目2番26号 代表取締役 林 育 史	令和 3年 6月30日重任	
		令和 5年12月28日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成23年 4月 1日登記	

大阪府東大阪市玉串町東二丁目6番40号
株式会社はやし設備



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 7年 1月23日

大阪法務局東大阪支局
登記官

森 口 謙 和



株式会社はやし設備定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社はやし設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 設備工事業
2. 前号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府東大阪市玉串町東二丁目6番40号に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主

名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、株主総会の日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合に

において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役

(員数)

第 21 条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(補欠取締役)

第 24 条 補欠の取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後10回目に開催する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の

決議によってその期間を短縮することを妨げない。

(社長及び代表取締役)

第 25 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第 26 条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 28 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 30 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 500 万円とする。

(設立時取締役及び代表取締役)

第 31 条 当社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、下記のとおりとする。
設立時取締役 林 育史
設立時代表取締役 大阪府東大阪市若江本町三丁目 2 番 26 号
林 育史

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第 32 条 当社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。
大阪府東大阪市若江本町三丁目 2 番 26 号
林 育史

(最初の事業年度)

第 33 条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社はやし設備を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士岡田裕之は、電磁的記録である定款を作成し、電子署名する。

平成 23 年 3 月 25 日

発起人 林 育史

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 岡田裕之

この定款の写しは、原本に相違ありません

令和 7 年 2 月 1 日

株式会社 はやし設備
代表取締役 林 育史



第五六〇九七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

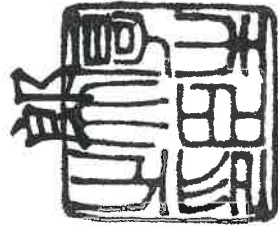
氏名 林 育 史

昭和四十八年九月四日生

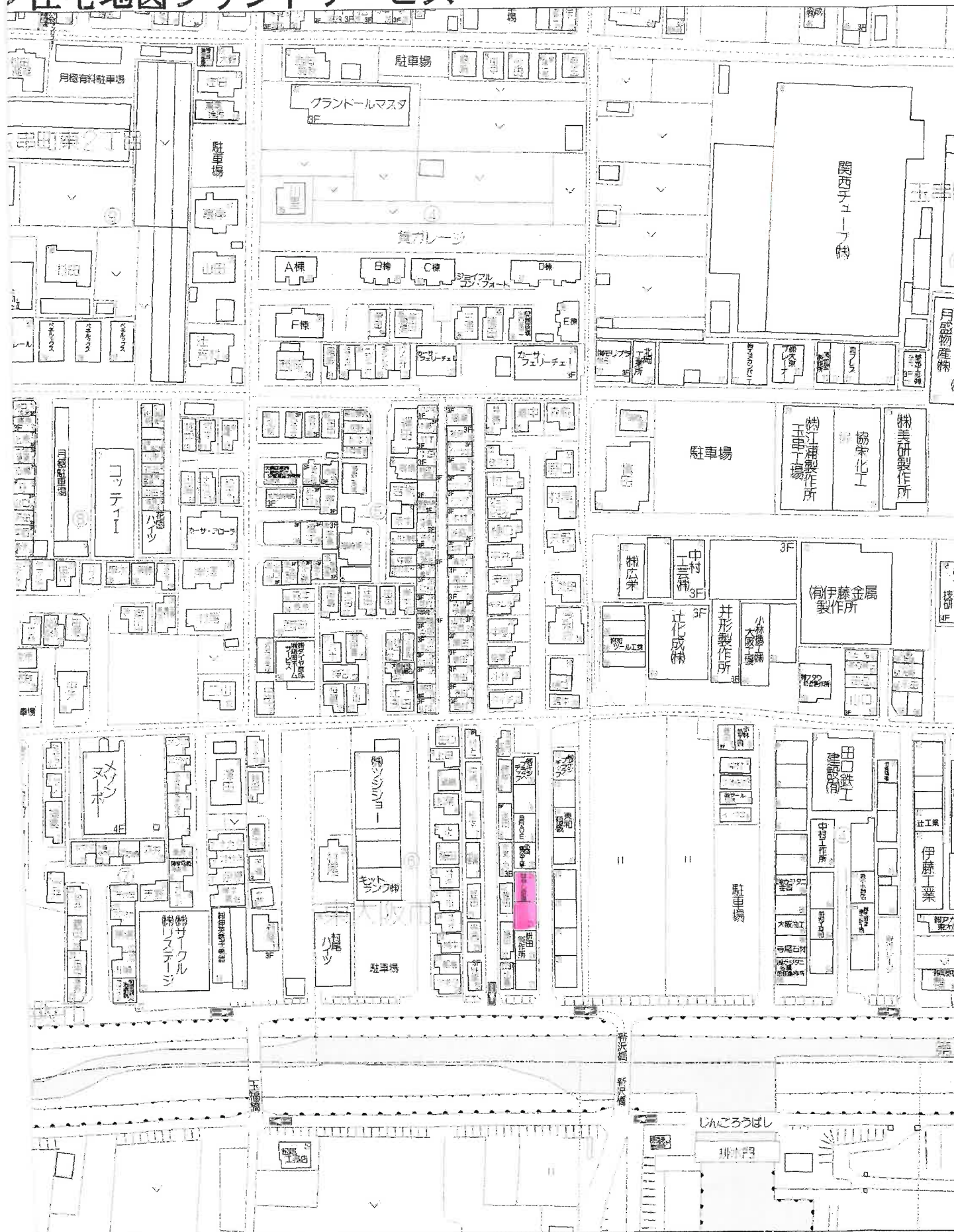
水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎



住宅地図プリントサービス



意図した場合のみこの地図をご使用になれます。

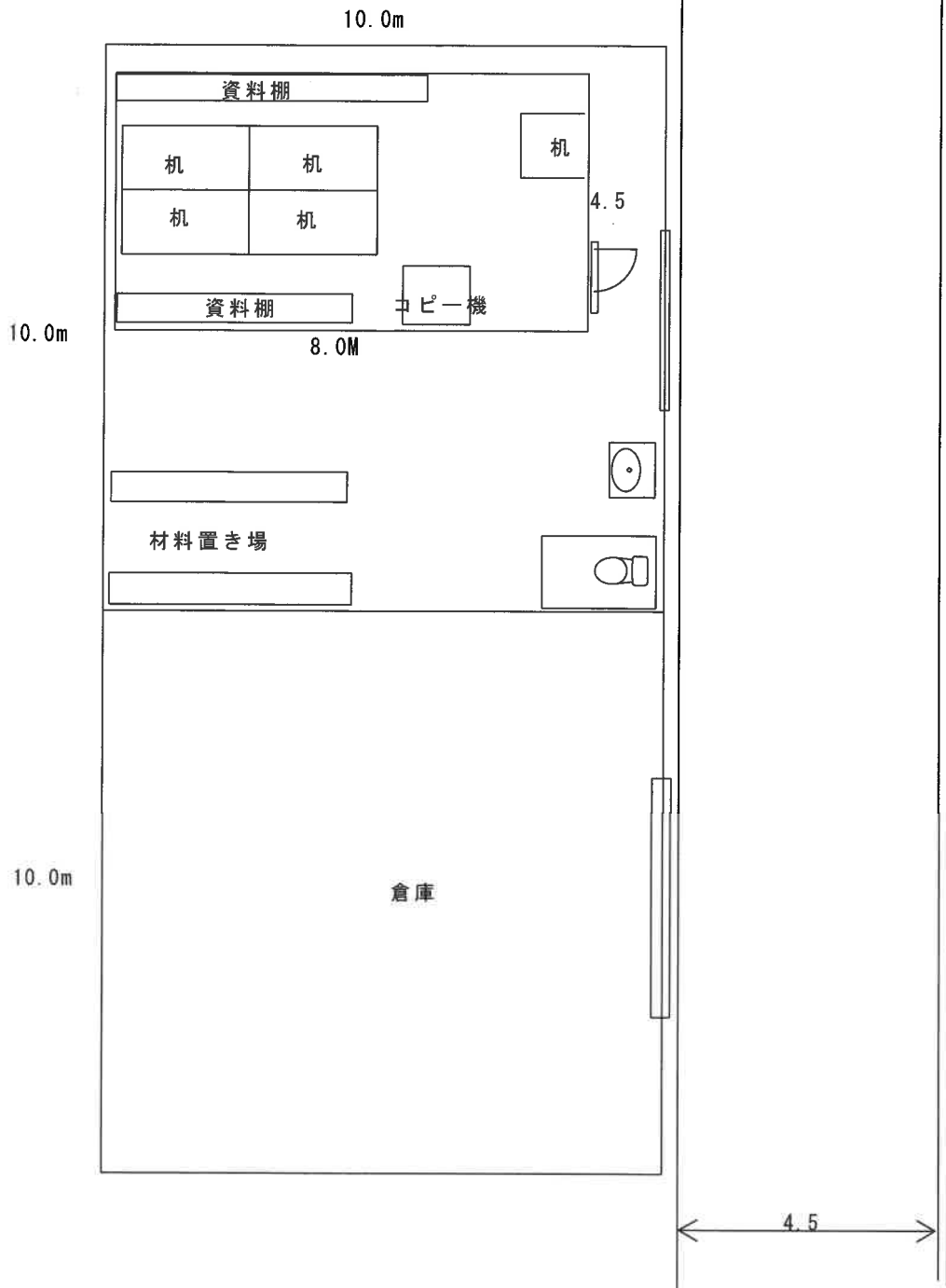
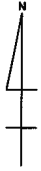
リンの著作物であること。従って、この地図の全部または一部の複写、複製、加工その他の利用を行わないこと。

を有償無償及び方法の如何を問わず、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させないこと。

特定の使用目的または要求を満たすものではなく、また全てが正確または完全ではないこと、印刷物が判読しにくい可能性があること、及び当社はこれらの事情があったとしても印刷物の負う損害賠償責任は、請求原因の如何を問わず、故意または重大過失がある場合を除き、直接かつ通常の損害の賠償に限られ、また、お客様がお支払いになった本サービスの料金の額を限度

(株)ゼンリン カ

受付時間 :







東大阪市玉串町東2丁目6 - 40

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称

カンキカイヤ ハヤシセツビ
株式会社 はやし設備

住所

〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40

フリガナ 代表者氏名

ダイョウトリシマリヤク ハヤシ ヤスチカ
代表取締役 林 育 史

電話番号

TEL 072-961-7455

FAX番号

FAX 072-961-7456

メールアドレス

hayashi-setubi@shirt.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和7年2月 日

届出者

氏名又は名称

株式会社 はやし設備

住 所

〒578-0932 東大阪市玉串町東2丁目6-40

代表者氏名

代表取締役 林 育 史

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
解 任 の届出

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 はやし設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
林 育 史	第 56097号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第五六〇九七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 林 育 史

昭和四十八年九月四日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣小泉純一郎

